

解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い

最近、建物の解体工事等において、給水装置（水道管）の破損による漏水事故や水道の無断使用等のトラブルが多発しています。

解体工事等の依頼主や工事関係者の皆様は、下記の注意事項をご理解いただき、給水装置（水道管）の破損事故等の防止にご協力ください。

給水装置の事前調査等

- 敷地内の給水装置の設置場所を確認してください。水道局にて設置場所を確認することができます。詳しいことは水道局工務室給水装置班（☎0479-22-7783）へお問い合わせください。
- 給水装置を撤去し、水道を使用しなくなる場合は、必ず銚子市指定給水装置工事事業者に撤去工事を依頼してください。
- 水道の使用休止中の建物の解体工事で水道水を使用する場合は、必ず水道料金センター（☎0479-30-3131）へ連絡してください。
※無断で水道水を使用することはできません。

解体工事の注意事項

- 給水装置（水道管、水道メーター及び止水栓）の位置を重機オペレータや作業従事者に明示し、破損させないよう慎重に作業してください。



給水装置を破損した場合

- 破損箇所を確認し、メーターボックス内のバルブで止水してください。
- 止水できない場合は、速やかに銚子市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

※給水装置は個人財産のため、破損等を起こした場合は、水道局では修理を行いません。